基発 0331 第 12 号
令和５年３月 31 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公　印　省　略）

定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて

今般、令和６年度から第４期特定健康診査等実施計画が開始されることを見据え、「第４期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」において、これまでの取組の実績やその評価等を踏まえた効率的・効果的な実施方法等や、科学的な知見を踏まえた特定健診・特定保健指導に関する技術的な事項についての検討が行われたところである。

本検討会における検討を踏まえ、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 43 条、第 44 条、第 45 条及び第 45 条の２の規定に基づく定期健康診断等の項目のうち、血中脂質検査の取扱いについて、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく特定健康診査との整合を図り、下記のとおりとしたので、関係者への周知徹底を図るとともに、的確な実施に遺憾なきを期されたい。

なお、下記については、令和６年４月１日からの取扱いとすること。

また、本通達をもって、「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」（平成 29 年８月４日付け基発 0804 第４号）の記の２の血中脂質検査の取扱いを廃止する。

記

血中脂質検査は、引き続き LDL コレステロール、HDL コレステロール、トリグリセライドを項目とする。LDL コレステロールの評価に当たっては、フリードワルド式によって総コレステロールから求める方法（ただし、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合には Non-HDL コレステロールにて評価する。）、又は、本検査の円滑な実施等のため、LDL コレステロール直接測定法によることも引き続き可能とする。

LDL コレステロールを、フリードワルド式によって総コレステロールから求める場合には、健康診断個人票の備考欄に総コレステロール値を分かるように記載するとともに、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合に Non-HDL コレステ

ロールにて評価する場合には、備考欄に Non-HDL コレステロール値を分かるように記載すること。

よって、血中脂質検査においては、HDL コレステロール及びトリグリセライドとともに、本人の状況等を産業医等の医師が判断して総コレステロール又は LDL コレステロール（直接測定法）を選択した 3 データを測定する。この際、備考欄に、食後からの採血時間を記載すること。

なお、トリグリセライド（中性脂肪）の量の検査については、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）を除き随時中性脂肪により検査を行うことを可とする。

注）・フリードワルド式による LDL コレステロール
＝総コレステロールーHDL コレステロールートリグリセライド/5
・Non-HDL コレステロール＝総コレステロールーHDL コレステロール

沖労発基 0515 第 2 号
令和５年５月 15 日

別記の団体の長　殿

沖縄労働局長
（公印省略）

定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて

平素より労働行政の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり「第４期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」において、これまでの取組の実績やその評価等を踏まえた効率的・効果的な実施方法等や、科学的な知見を踏まえた特定健診・特定保健指導に関する技術的な事項についての検討が行われたところです。

本検討会における検討を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条、第 44 条、第 45 条及び第 45 条の２の規定に基づく定期健康診断等の項目のうち、血中脂質検査の取扱いについて、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく特定健康診査との整合を図り、令和６年４月１日からの取扱いとしております。

貴団体におかれましては関係部署に対して、その周知を図っていただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。

○別添　　令和５年３月 31 日付け基発 0331 第 12 号「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」

（担当）沖縄労働局　労働基準部　健康安全課
労働衛生専門官　大村
電話０９８－８６８－４４０２

別記

沖縄県（保健医療部　健康長寿課）
一般社団法人沖縄県医師会
全国健康保険協会　沖縄支部
独立行政法人労働者健康安全機構　沖縄産業保健総合支援センター